

タクシー運賃改定のお知らせ

いつも名鉄タクシーをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、尾張地区のタクシー運賃および料金を下記のとおり改定し、平成28年1月21日から実施させていただきますので、謹んでお知らせ致します。

なお、この運賃改定を機会に、お客様へのサービス向上に一層の努力をして参りたいと存じますので、今後とも名鉄タクシーをご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

記

1 運賃改定日 平成28年1月21日（木曜日）

2 運賃改定を実施する営業区域

- (1) 尾張西部交通圏 一宮市、稲沢市
- (2) 尾張北部交通圏 江南市、犬山市、丹羽郡、小牧市、岩倉市、春日井市

3 運賃改定の概要（詳しくは、別紙「一般乗用旅客自動車運送事業運賃料金表」をご覧ください。）

(1) 車両区分の統合 小型車・中型車区分を廃止し普通車へ統合する

(2) 運賃（普通車）

- ① 初乗運賃 最初の1.2キロメートルまで 600円
- ② 加算運賃 255mまでごとに 90円
- ③ 時間距離併用運賃 時速10km以下の運行時間について
1分35秒までごとに 90円
- ④ 運転免許証返納割引（新設） 1割引

(3) 料金（普通車）

- ① 待料金 1分35秒までごとに 90円
- ② 迎車回送料金 1両ごとに 120円

(4) その他

深夜早朝割増、障害者割引、遠距離割引、プリペイドカード割引に変更はありません。

4 運賃改定の理由

弊社は、地域社会の個別移送を担う公共交通機関として、「安心して気軽に利用できるタクシー」を目指し、顧客サービスの向上と安全輸送のレベルアップに積極的に取り組んでおります。

しかしながら、タクシー業界を取り巻く環境は、乗務員不足に伴う収益の減少に加え、過去数年来から続いたLPガス単価の高騰、業務用無線のデジタル化、業務のIT化・インターネット環境を必要とする業務のシステム化など、費用面での大幅な負担増により、企業経営を圧迫しております。

このような環境下で、弊社は経営努力を重ねてまいりましたが、平成19年の運賃改定から8年以上経過しており、今後のさらなる顧客サービスの拡充と、運輸安全マネジメント制度に基づく安全運行を遂行する原資とするため、この度、運賃および料金を改定いたします。

以上

平成28年1月14日
名鉄西部交通株式会社

一般乗用旅客自動車運送事業運賃料金表

平成28年1月21日改定

(消費税込み)

運賃	距離制運賃	【初乗運賃】		【加算運賃】	
		特定大型車：	1.2kmまで 730円	231mまでごとに	110円
		大 型 車：	1.2kmまで 670円	250mまでごとに	110円
		普 通 車：	1.2kmまで 600円	255mまでごとに	90円
	時間距離併用制運賃	特定大型車：	時速10km以下の運行時間について1分25秒までごとに 110円		
		大 型 車：	時速10km以下の運行時間について1分30秒までごとに 110円		
		普 通 車：	時速10km以下の運行時間について1分35秒までごとに 90円		
	時間制運賃	特定大型車：	初乗・30分までごとに 4,800円	15分までごとに	2,400円
		大 型 車：	初乗・30分までごとに 4,400円	15分までごとに	2,200円
		普 通 車：	初乗・30分までごとに 3,450円	15分までごとに	1,720円

(消費税込み)

料金	待料金	特定大型車：	1分25秒までごとに 110円
		大 型 車：	1分30秒までごとに 110円
		普 通 車：	1分35秒までごとに 90円
	迎車回送料金	1両ごとに 120円	
	早朝予約料金	1両ごとに 420円 (4時から8時)	

運賃等の割増	深夜早朝割増 (22時から翌朝5時まで)	2割増
運賃等の割引	障害者割引 (身体障害者手帳/療育手帳を提示した場合)	1割引
	遠距離割引 (距離制運賃で9,000円を超える金額について)	1割引
	運転免許証返納割引 (70歳以上で運転経歴証明書を提示した場合)	1割引
	プリペイドカード割引	0.5割引

- ※運賃等の割増は、距離制運賃及び待料金に適用します。
- ※障害者割引と運転免許証返納割引が重複する場合は、各割引のうち一種類のみを適用します。
- ※障害者割引又は運転免許証返納割引と遠距離割引が重複する場合は、それぞれ適用します。

- 従前の中型車・小型車区分は廃止となり、普通車に統合されました。
- 適用エリア：〔尾張地区〕一宮市、稲沢市、江南市、犬山市、丹羽郡、小牧市、岩倉市、春日井市